

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月7日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南区蒔田町地区緊急下水道工事

2 履行（納品）場所

南区蒔田町 861 番地先から榎木町二丁目 64 番地先まで

3 契約日

令和5年8月24日

4 履行日又は履行期間

令和6年3月15日まで

5 契約金額

¥4,279,000.-（うち 地方消費税等相当額 ¥389,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 新栄重機土木株式会社 代表取締役 新井 正和

住 所 横浜市南区永田北3-40-12

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

下水道管の調査により確認された特殊人孔内の内副管の損傷について緊急的に工事を行い、適切な下水道排水を確保する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

下水道工事の施工経験を豊富に有しており、横浜建設業協会の南区会において推薦されたため。

9 所管課

環境創造局管路保全課